

平成26年10月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(レ)第62号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・山口簡易裁判所平成26年(レ)第52号)

口頭弁論終結の日 平成26年9月3日

判 決

京都市 [REDACTED]

控 訴 人 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人支配人 [REDACTED]

山口市 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）

を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから民法704条の悪意の受益者であり、過払金に法定利息を付して返還すべきであると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件取引により生じた過払金元金69万1131円及びこれに対する過払金発生時から平成25年12月26日までの民法704条前段所定の年5分の割合による利息(以下「法定利息」という。)26万7158円並びに上記過払金元金に対する同月27日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求めた事案である。

(2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容し、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 被控訴人の主張—請求原因等

(1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。

(2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決添付の別紙計算書の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり、平成9年9月27日から平成18年6月24日までの間、本件取引を行った。

(3) 本件取引において被控訴人が控訴人に支払った利息の利率は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。

(4) 控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法の定めを超える約定利息は制限超過部分について無効であり、利息の債務の弁済としても元本に充当され、元本完済後の返済は法律上の原因のない利益として控訴人の利得になることを承知の上で本件取引を行っていたものであるから、制限超過部分の受領につき、貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。)43条1項の適用が認められない場合、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、悪意の受益者(民法704条前段)である

と推定される。

しかるに、控訴人は、本件取引における利息の受領につき、貸金業法17条1項及び18条1項（いずれも当該貸付けの契約に適用のあるもの。以下同じ。）各所定の各書面を交付していた事実を立証しないから、控訴人に、前記特段の事情はなく、悪意の受益者であることは明らかであり、過払金発生時から、年5分の割合による法定利息を付して、その受けた利益を返還すべきである。

(5) 本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書のとおり、平成25年12月26日の時点で、過払金69万1131円及び法定利息26万7158円が生じている。

(6) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金69万1131円の返還及びこれに対する過払金発生時から平成25年12月26日までの民法所定の年5分の割合による法定利息26万7158円の支払並びに上記過払金元金に対する同月27日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める。

3 控訴人の主張

(1) 被控訴人の主張(1)、(2)は認めるが、その余は否認ないし争う。

(2) 被控訴人の主張(4)について

ア 控訴人は、被控訴人を含むすべての顧客に対して、貸金業法17条1項所定の事項を記載した書面及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面等」という。）を交付する十分な業務体制を常に整備していたこと、控訴人が「元金定額返済方式」を採用していたことなどからすれば、制限超過部分の受領に同法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

イ 控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」ではないから、被控訴人に返還すべき過払金の範囲は現に利益の存する限りに止まるところ、受領した過払金の一部は法人税として納付しており、これに相当する範囲で控訴人に利益は現存しない。控訴人の現存利益は、過払金元金の55%に相当する額である。

ウ 仮に、控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息の発生時期は本件訴状送達の日翌日である。

第3 判断

- 1 被控訴人の主張(1)、(2)の各事実、当事者間に争いがなく、同(3)の事実は、本件証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。
- 2 悪意の受益者等（被控訴人の主張(4)及び控訴人の主張(2)アないしウ）について

(1) 前記1のとおり、登録を受けた貸金業者である控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成17年受第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があるこ

とについて具体的な主張立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情についても、本件取引に関する具体的な主張立証をしない。控訴人は、控訴人が17条書面等を交付する十分な業務体制を常に整備していたことなどを主張するが、その主張に係る事情のみをもって、上記特段の事情があるということはできない。

したがって、控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たるといふべきである。

- (2) そうすると、控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うといふべきである。控訴人が被控訴人から受領した過払金のうち現存利益（過払金元金の55%に相当する額）を返還すれば足りるとする控訴人の主張(2)イは、その前提を欠くものであって、到底認められない。

また、控訴人は、法定利息の発生時期につき、本件訴状送達の日翌日である旨主張するが（控訴人の主張(2)ウ）、法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから（最高裁平成21年受第1192号同年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、その主張は採用できない。

3 被控訴人の主張(5)について

以上を前提に、本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書のとおり、平成25年12月26日の時点で、過払金69万1131円、過払金発生時から同日までの民法所定の年5分の割合による法定利息26万7158円が生じている。

4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、当審において、仮執行免脱宣言を付するのは相当でなく、それを付する必要はないし、控訴人の求める条件を付すこともない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 桑 原 直 子

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年10月8日

山口地方裁判所

裁判所書記官 児島大成

